

⑨ 第十一回 特別弔慰金の請求を受け付けています

問・申 友部地区:社会福祉課(内線 157) 笠間地区:笠間支所福祉課(内線 72132)
 岩間地区:岩間支所福祉課(内線 73171)

「戦没者の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)」の申請期限は令和5年3月31日です。手続きが済んでいない遺族の方は、お早めに申請してください。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等の受給権を有する方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

順位	対象者
1	弔慰金受給権者
2	子
3	戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計を共にしていて、令和2年4月1日現在、氏を変える婚姻または遺族以外の者と養子縁組をしていない (1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹
4	上記3に必要な要件を満たしていない (1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹
5	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた三親等内親族で (1)戦没者等の葬祭を行った者 (2)戦没者等の葬祭を行っていない者

※子については、戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。

※戦没者死亡後に出生した兄弟姉妹・孫・三親等内親族は、該当になりません。

支給内容 額面 25 万円(5 年償還の記名国債)

請求方法 請求書類は、社会福祉課および各支所福祉課窓口でお渡しします。請求の際、マイナンバーカードなど本人確認ができるもののほか、戸籍書類や印鑑などが必要です。

請求期限 令和5年3月31日(請求期限を過ぎると受給権が消滅します)

⑩ 旧陸海軍の史料をお持ちですか

問 茨城郷土部隊史料保存会 大高 TEL・FAX 029-254-3520

茨城郷土部隊史料保存会では、戦争に関する貴重な史料の散逸を防ぐとともに、収集・保存や展示をすることによって後世に継承し、戦争の惨禍と平和の尊さを考える場を提供しています。旧陸海軍に関する遺品や写真などの史料をお持ちの方は、ご連絡ください。

⑪ 令和4年度 悪態まつりのお知らせ

問 愛宕神社 TEL 0299-45-5637

12月18日(日)に開催予定の悪態まつりは、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係者による神事のみ行います(餅・菓子まき等はいりません)。

**「笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例」を
 7月1日から施行しました。行政区へ加入しましょう。**